

令和5年11月22日

建設緑政局関係議案資料 (その4)

議案第182号

長尾2丁目特別緑地保全地区用地の取得について

建設緑政局

長尾2丁目特別緑地保全地区用地の取得について

1 長尾2丁目特別緑地保全地区の概要

- 所在地 多摩区长尾2丁目地内
- 都市計画面積 約3.5ha（令和2年4月10日告示）
- 区域区分 市街化区域
- 植生 主にコナラ、ケヤキ等から構成される樹林地及び草地

2 特別緑地保全地区の土地の買入れ申出制度

特別緑地保全地区は、都市緑地法の規定により、都市における良好な自然的環境となる緑地を現状凍結的に保全する制度である。

都市緑地法では、地区内において、建築物等の新築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為をするに当たっては、市長の許可を受ける必要があり、緑地の保全上支障があると認めるときは、許可をしてはならない。また、土地所有者は、行為の許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障をきたす場合には、市長に対して当該土地の買入れを申し出ることができ、市はこれを買入れるものとされている。

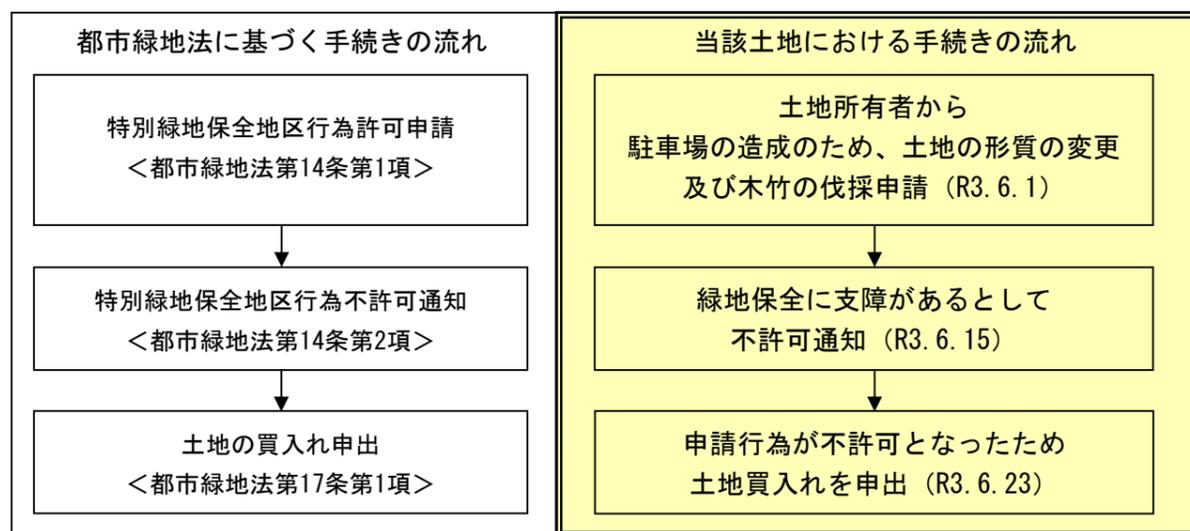


図-1 都市緑地法に基づく手続きの流れ

【都市緑地法（抜粋）】

第14条 特別緑地保全地区における行為の制限

特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 三 木竹の伐採
- 四 水面の埋立て又は干拓
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

第17条 土地の買入れ

都道府県等は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第14条第1項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買入れるべき旨の申出があつた場合においては、第3項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買入れるものとする。

3 今後の予定

令和5年11月10日付で、土地売買仮契約（取得面積 12,997.83㎡、取得価格 409,431,645円）を締結している。この契約は、本議案の議決の後、本契約を行い、その後、土地の引き渡しを受ける。

4 区域図及び現況写真

